

京都府公報

号 外 第 3 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

監 査 委 員	ページ
監査結果の公表	1

監 査 委 員

20年監査公表第 2 号

特定非営利活動法人行政監視機構（代表理事片山泰造）から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 4 項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年 2 月 18 日

京都府監査委員 道 林 邦 彦
同 村 山 佳 也

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人特定非営利活動法人行政監視機構から平成19年12月11日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第 1 項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

住所 京都府城陽市平川広田22-51

氏名 特定非営利活動法人行政監視機構（代表理事片山泰造）

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 京都府議会（以下「府議会」という。）における会派の円滑な運営に要する経費の一部に充てるための補助金（以下「会派運営費」という。）を交付するために、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「交付規則」という。）に基づき定めた京都府議会展派運営費交付要綱（平成13年京都府告示第214号。現在は、京都府議会展派運営への支援に関する要綱。以下「交付要綱」という。）は、次の理由により、違法、不当なものである。

㊦ 交付要綱によれば、対象経費は、京都府政務調査費の交付に関する条例（平成13年京都府条例第14号。以下「政務調査費交付条例」という。）第 9 条に規定する調査研究に資する経費は除くものとされているが、会派に係る平成14年度から平成18年度までの政務調査費収支報告書に記載計上されている人件費、事務費及び会議費は、京都府議会展派運営費実績報告書（以下「実績報告書」という。）にも記載されており、二重に経費計上されている疑いがある。

(イ) 慶弔費は、補助金をもって充てるべきものなのか、補助金交付制度に本質的に違法不当なものがある。

(ロ) 会議費のうち弁当代及び茶菓子代は、議員個人の報酬や費用弁償で充てられるべきものである。

(ロ) 最近の報道によれば、会派運営費の一部が議員の親睦野球などの互助会費に充てられていたとされている。この件に関しては平成15年に最高裁で違法との判決が出ている。その後も府議会で行われていたことは誠に遺憾なことである。更に、議会事務局もかかわっていたことは厳しく究明されなければならない。

イ 実績報告書に係る帳簿及び証拠書類が存在することが公文書で明らかであることから、実績を裏付けるに足る証拠がない。適正に使用されたとする立証責任及び説明責任は、会派、議長及び知事にある。実績報告書は、現時点では適正に使用されたと認めるに足る実物証が存在しない限り、実態真実性の伴わない架空のものであると言わなければならない。

ウ 会派の経理責任者及び監査責任者には善良なる管理者の注意義務が課せられており、会派運営費は府民の税金で賄われているものであることに留意し、誠実に履行する責務がある。責任者は、その任を果たさず、意識的不作為をもって、財務会計上の怠る事実により京都府（以下「府」という。）に損害を与え、拡大させ、府民に府政に対する不信の念を抱かせた。補助金制度の根幹に関わる問題であるから、会派を聖域化せず、厳しく問われなければならない。

エ 京都府知事（以下「知事」という。）は、会派運営費の違法不当な使われ方を長年にわたり黙認、放置し、実績を調査することなくその責務を放棄（不作為）し、財産管理の怠る事実により府の損害を拡大させた。

上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

- ・会派運営費に係る文書一覧及び公文書公開決定通知書の写し
- ・年度別・京都府議会「会派運営費」実績報告（「交付額・使用額」）集計一覧表
- ・各会派の平成14年度から平成18年度までの実績報告書の写し
- ・平成18年度京都府議会会派運営支援費交付明細書の写し
- ・平成17年度会派運営費交付明細書の写し
- ・平成16年度会派運営費交付明細書の写し
- ・平成15年度京都府議会会派運営費の額の確定（5～3月分）の写し
- ・平成14年度会派運営費交付明細書の写し
- ・交付要綱
- ・交付規則
- ・公文書非公開決定通知書（不存在等）の写し

(2) 請求人の措置請求

ア 知事に対し、会派に平成14年度から平成18年度までの会派運営費2億8,250万円を返還させることを勧告することを求める。

自由民主党京都府議会議員団	115,370,000円
日本共産党京都府議会議員団	56,880,000円
民主党・府民連合京都府議会議員団	59,220,000円
公明党京都府議会議員団	30,830,000円
京都府議会新政会	20,200,000円
合 計	282,500,000円

イ 補助金の返還に当たっては、交付規則の規定に基づき、返還額に年10.95%の割合で計算した加算金又は延滞金を府に納めることを勧告することを求める。

ウ 会派運営支援費の見直し又は廃止の勧告を求める。

エ 本件請求の監査において、法第199条の2の規定により田坂監査委員及び小巻監査委員は除斥されることから、学識経験者等から意見の聴取を行い、監査の中立性、公正性、客観性を担保することを求める。

第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

- ・会派運営費の府の支出が法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか。
- ・会派運営費の会派の支出に関し、府に法第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実が存するかどうか。

2 監査対象年度

平成14年度～平成18年度

3 監査対象部局

総務部及び議会事務局

第4 監査委員の除斥について

本件請求の監査において、田坂監査委員及び小巻監査委員は、法第199条の2の規定により除斥された。

第5 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成20年1月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認め、総務部及び議会事務局の職員6名が立ち会った。

2 当日は、請求人の常務理事半田忠雄（以下「常務理事」という。）が出席し、請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

なお、新たな証拠として、資金前渡金受払簿の写し及び会派運営費に関する新聞記事の写しの提出があった。

(1) 会派運営費は、府議会特有のものである。その歴史は前世紀の蜷川府政にさかのぼり、当初は各会派の動向と情報を収集するため、各会派に職員が張りつけられていたものである。会派運営費は前世紀のものが姿を変え、既得権化、利権となって引き継がれているものである。

平成13年、法に基づき政務調査費が条例化され、議員個人分と会派分が交付されるようになった。一方、会派運営費も平成13年に交付要綱が制定され、補助金が交付されるようになり、二重に交付されるようになった。

(2) 会派運営費の適法性について、意思形成過程及びその責任の所在、交付規則や交付要綱については、根拠法及び政策法務の視点から検証すべきである。違法・不当性の起点は、平成13年度であり、政務調査費交付条例による政務調査費の交付以降の会派運営費の交付は、違法・不当である。

(3) 交付要綱第9条には、会派運営費の交付を受けた会派の経理責任者は、会派運営費についての収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、収入及び支出についての証拠書類を整理し、保存しなければならないとあるが、情報公開請求をしたところ一切そういうものは存在しないということであった。京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）上はそのようになるが、実質的に保存しているものなのか。会派に今回の案件に関しては立証責任があるので、この点、十分踏まえられたい。

(4) 交付規則第4条には、補助事業者等の責務として、補助事業者等は、補助金等が府民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、法令、条例又は規則の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に言い、又は行わなければならないとある。交付規則第16条においては、知事は、補助事業者等が補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に違反したときは、これを取り消すことがあるとされている。

(5) 個別にみると、新たに事実証明書として各報道機関の記事を提出したが、この中で一番問題となるのは、府議会議員互助会（以下「互助会」という。）に対して、自民・民主・公明・新政は、政務調査費と会派運営費から2分の1ずつ、共産は、全額を会派運営費から拠出していたことである。要するに互助会に対する補助金であるが、この総額は、年額750万円にもなる。この件に関して各会派の代表幹事が記者会見で明らかにしたものである。議員野球等への公金の支出は違法であるとの最高裁判決があることは、公知の事実である。また、議会事務局が会長の指示で平成18年度まで事務処理をしていたことも報道されている。その件に関しては厳しく精査されたい。

(6) 実績報告書が提出されているが、その裏付けとなるものが存在しないことが一番大きな問題である。一般的に会計帳簿等に関して言えば、その透明性及び用途の適正性を担保することが前提となるが、実績を証する会計記録が存在せず、実績報告書があるのみである。通常、我々の認識している会計記録の作成に当たっては、以下の原理原則に基づき作成されなければならない。

まずは、真実性の原則であり、真実の報告、正規の簿記の原則に従って会計帳簿が記載されていなければならない。次に明瞭性の原則であり、実績、会計事実が明瞭に表示されていなければならない。会計の真実性や正確性は、財政事務の適法性の前提であり、今回の会派運営費に関して言えば会計の基本的なものが欠けている。

(7) 政務調査費の会派分と重複している部分があると思う。人件費やその他いろいろなものも計上されているが、当然のことながら人を雇う場合は、他の法令に基づきいろいろな届出義務があり、賃金台帳など備えていなければならないものであるが、この点はどうなっているのか。会派運営費との区別がどうなっているのか。この会派運営費というのは、不透明な補助金であると思っている。

(8) なぜ、5年間さかのぼっているのかということ、これまで述べた内容は、事務管理の通常の注意義務をもってすればわかることであり、いろいろなものの確認を怠っていたために長期的なものになってきたのであるから、その意味で5年間さかのぼるべきである。これは時効との関係があり、法律的な判断の部分でもあり、この点は監査委員がどのように最終的に判断するかは守備範囲を越えている部分であるのかもしれないが、我々はそういう考えにおいて請求をしている。

(9) 実績報告書を裏付ける書類である伝票が存在しないというのは、これは一般的に考えられないことであるが、これをもって我々は全額返還を言っているわけである。いずれにしても何に使ったかということは、自分たちが使っているのであるから、会派の経理責任者、監査責任者及び代表幹事が一番よく承知していると思うので、そ

ういう人に直接聴取して確認をしていただきたい。

議会事務局については、こういう野球、懇親、飲食代などについての事務を手伝っていたということが報告されているわけであり、手伝っていたにもかかわらず伝票その他が存在しないというのは、不思議なことである。議会事務局は、我々からみると残念ながら当事者ではない。補助を受けているのは、会派という団体であるから、その団体のしかるべき立場の人がきちんと説明すべきだと考えている。

第 6 関係執行機関の陳述

- 1 総務部及び議会事務局の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認め、常務理事が陳述に立ち会った。
- 2 総務部及び議会事務局の職員 6 名が出席し、総務部長及び議会事務局長が請求の要旨に対する以下の趣旨の陳述を行った。
 - (1) 執行部と府議会とは地方自治体の行政を進める車の両輪であり、お互いにチェックとバランスを保ちながら、府政全体を進めるということが必要であると認識している。
府議会における議会運営を円滑に行うために、従来から会派が非常に大きな役割を果たしてきている。したがって、円滑な会派運営に要する費用について支援するということは、高い公益性を有していると考えている。
 - (2) 交付要綱に基づく補助金は、法第232条の2の規定により公益上の必要性から交付しているものであり、この公益上の必要性の判断については、平成17年11月10日の最高裁判決においても地方公共団体の長の広範な裁量権が認められている。
 - (3) すべての都道府県議会においては、政治的な思想・信条等と同じくする議員が議会内で統一的な行動をとるために会派が結成され、各種案件の立案、検討や調査研究、意見交換など住民意思に基づく議会の意思形成に合理的な役割を担っている。会派の公益性については、平成 8 年 7 月 9 日の東京地裁判決においても「会派を結成し、会派を通じて議会活動を行うことは、議会制民主主義の下において、適切かつ有意義なものであって、議会運営を円滑にし、議会の活動能力を高める機能を果たしている。」とされている。
 - (4) 府議会の会派は、京都府議会運営委員会条例（平成 3 年京都府条例第17号）において規定されており、従来から議会運営の中心として位置付けられている。府議会では、会派において意見を集約の上、各会派間で議事日程、質問の発言時間・順序、議案の審議方法などを調整の上、決定し、円滑な議会運営を実施しているものである。
 - (5) このような会派の公益性を考慮し、その運営の基礎となる活動を支えるための会派運営に補助金を支出することに公益性があるとする知事の判断に何ら裁量権の逸脱や濫用はない。
 - (6) 補助金の交付を受けた会派は、交付要綱に基づき年度の終了日の翌日から起算して30日以内に実績報告書を、議長を経由して知事に提出し、知事は、提出を受けた実績報告書をもとに、記載内容の確認を行った上で、補助金の額の確定を行っている。
 - (7) 交付要綱については、次のとおり違法又は不当なものではないと考えている。
ア 交付要綱において、対象経費は政務調査費交付条例に基づく調査研究に資する経費を除くものとされており、会派において経費計上の重複がないことを確認した上で、実績報告書が提出されることになっている。
イ 請求人が違法・不当と主張する会派運営費の個々の支出については、交付要綱で定められた支出の項目であって、会派の円滑な運営に要する経費という補助金の交付の目的の範囲内の支出であれば、認められる。
 - (8) 当然のことながら、会派運営費は、府の補助金であり、府民の税金で賄われていることについては、会派で十分認識されているものと考えており、適切に処理されていると認識している。
 - (9) 交付要綱上、実績報告書には帳簿や証拠書類の添付義務がないことから府が保有する公文書となっていないが、それぞれの会派において保管されている帳簿や証拠書類により実績報告書が作成されていると認識している。
 - (10) 交付規則に基づく加算金については、交付規則第16条第 1 項に該当する場合に限られており、同項に基づき交付決定の取り消しを要する場合以外には発生しないものである。また、延滞金については、納期日までに納付しなかった場合に発生するものである。
 - (11) 現在、時代に合った公的負担のあり方を府民目線で検討するために、外部有識者の参画も得て府議会に「京都府議会における公的負担のあり方検討会」が設置されており、この中で会派運営費についても検討がされている。

第 7 関係人調査の実施

法第199条第 8 項の規定による関係人調査として、平成20年 1月21日及び同月22日に各会派に対して経理責任者等の出頭を求め、会派運営費の支出状況その他本件監査に係る関係事項について、事実関係の聴取を行った。

第 8 学識経験を有する者からの意見聴取

平成20年 1月30日及び同月31日に、法第199条第 8 項の規定により、京都大学大学院教授岡村周一氏、弁護士田島義久氏、公認会計士中野淑夫氏の 3 名（以下「学識経験者」という。）から本件請求に係る会派運営費の支出等について、それぞれ意見を聴取した。

第 9 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項に係る請求人の主張には一部理由があるものと認め、法第242条第4項の規定により、知事に対し必要な措置を講じることを勧告する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の実施は、実績報告書並びに交付要綱の規定に基づき整理保存された帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取、関係人調査の実施等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 地方公共団体は、法第232条の2の規定を法的根拠とし、同条にいう公益上必要があると認められれば、補助をすることができることとされている。

(2) 会派については、関係執行機関の陳述にもあるとおり、これまでから議会運営の中核的な役割を担っているところであり、都道府県議会においてはすべての議会で会派が結成されている。

また、会派運営費の交付先である会派は、交付要綱では政務調査費が交付される会派と同一とされている。

(3) 平成13年度から府議会における会派の円滑な運営のため、会派運営費を法第232条の2の規定による補助金として交付することとなり、府議会の議決も経て予算措置がされ、交付規則及び交付要綱を根拠に、会派に対し月額7万円に会派の所属議員の数を乗じて得た金額が交付されている。

(4) 会派運営に要する経費に補助金を支出しているのは、都道府県では府だけであるが、多くの都道府県では、会派事務室の受付職員として都道府県職員（嘱託及び臨時職員を含む。）を配置したり、会派で使用する机などの備品やパソコン借上料、電話代などの経費を都道府県が直接公費負担している例がみられるところである。

府が会派に対し、職員の配置や運営に要する経費を直接負担するのではなく、補助金を交付しているのは、議会と知事が独立して対等な立場で相互にけん制し、均衡と調和の関係にある「いわゆる二代表制」の下で、府議会と知事との関係並びに会派の独立性及び自主性を考慮したことによるものである。

(5) 会派運営費は、平成13年度に補助金化されて以降、平成16年12月1日には、会派運営の充実を図るため、交付額について月額7万円が8万円に増額され、更に平成18年4月1日には、交付要綱を改めて制定し、高度情報化への的確な対応と閉会中の議会活動を活発に行うためとして、月額9万円に引き上げられ、現在に至っているところである。

(6) 会派運営費の対象経費は、交付要綱の別表にあるとおり、人件費、事務費、慶弔等経費及び会議費であり、人件費、事務費及び会議費については、政務調査費においても対象経費とされているが、交付要綱では政務調査費に計上された経費は対象経費から除かれている。

また、会派運営費に係る経理を行う経理責任者及び経理事務の監査を行う監査責任者は、政務調査費に係るそれぞれの責任者とされている。

本件監査において、監査対象年度における会派分の政務調査費に係る関係帳簿等を調査した結果、会派運営費について、政務調査費に計上された経費との重複計上は確認できなかった。

(7) 各対象経費の具体的な内容については、交付要綱及び関係執行機関からの説明によれば、次に掲げるとおりである。

ア 人件費は、会派における秘書・庶務用務を担当する職員を雇用する経費として、給料、手当（退職手当を含む。）社会保険料、賃金等が対象とされている。

イ 事務費は、会派の円滑な運営のための事務執行に要する経費として、事務用品・備品購入費、電話代、ファックス代等の通信運搬費等が対象とされている。

ウ 慶弔等経費は、会派としての行催事への参加及び慶弔等に要する経費として、会派として行う社会通念上儀礼の範囲として認められる経費が対象とされている。

エ 会議費は、会派が行う円滑な運営のための会議に要する経費として、会場費・機材借上げ費や資料印刷費、会議に付随する食事代等が対象とされている。

(8) 実績報告書は、監査責任者の監査を経て、交付に係る年度の終了日の翌日から起算して30日以内に知事に提出しなければならないとされている。政務調査費のように領収書の添付は義務づけられていないが、交付要綱に基づき、会派の経理責任者は、会派運営費についての収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、保存しなければならないとされている。

(9) 本件請求にある「会派運営費の一部が議員の親睦野球などの互助会費に充てられている」との指摘に関し、本件監査の結果、平成16年12月（京都府議会新政会にあっては平成17年4月）以降、すべての会派において会派運営費の一部が交付要綱上対象とされていない互助会経費に支出されていたことを確認した。

なお、平成19年5月以降は、互助会への支出は各議員の自己負担となっている。

(10) 学識経験者からは、支出内容の調査状況を踏まえ、主に次の点について意見を聴取した。

- ・ 支出に関する証拠書類の取扱い
- ・ 人件費における退職手当の取扱い
- ・ 互助会への支出の取扱い

- ・慶弔費の対象範囲、支払額等の取扱い
- ・行催事参加経費の取扱い
- ・会議費における食事代の取扱い 等

また、学識経験者からは、議会と知事との関係を考慮すれば、会派に補助金を交付する府の方式（以下「補助金方式」という。）は、他府県にはない優れた点もあると考えるが、補助金として透明性の確保を図るため、支出内容については会派が領収書等の情報公開などを通じて説明責任を果たすべきとの意見があった。

- (11) 府議会においては、会派や議員に対する公的負担の現状を確認・点検し、時代にあった公的負担のあり方について、外部の有識者の参画も得て府民目線での検討を行うため、「京都府議会における公的負担のあり方検討会」を平成19年12月20日に設置し、平成20年 2 月 4 日には会派運営費に係る検討経過報告（以下「検討会報告」という。）が取りまとめられたところである。

検討会報告では、これからの会派運営費のあり方に関し、会派活動の自律性も考慮して現行の補助金方式を継続することとした上で、会派運営費の積算や交付・精算方法、証拠書類の公開などによる説明責任の充実、支出項目の細分化、使途内容の明示等について盛り込まれている。

- (12) 監査対象年度である平成14年度から平成18年度までの会派運営費に係る交付決定及び額の確定状況は、別表第 1 に記載のとおりである。
- (13) 会派運営費に係る帳簿及び証拠書類を調査した結果、本件監査において対象となる会派運営費に係る支出額は、別表第 2 に記載のとおりである。

2 判断

- (1) 地方公共団体は、前述したとおり、法第232条の 2 の規定を法的根拠とし、同条にいう公益上必要があると認められれば、補助をすることができる。

「公益上必要がある」か否かは、当該地方公共団体の長及び議会が個々の事例に即して認定することとなるが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなくてはならないとされている。

- (2) 会派運営費についてみれば、その交付先である会派が、条例の制定、予算の議決、重要な契約の締結及び財産の取得・処分等の決定等多くの公的な権限を有する議会の運営に関し中核的な役割を担っていることから、その活動に対し補助をすることは公益性を有するものと認められる。また、補助金方式により行うことについては、府議会と知事との関係並びに会派の独立性及び自主性を考慮したものと解せられ、合理性があるものと認められる。

その上で、府議会の議決も経て予算措置がされ、交付規則及び交付要綱を根拠に支出されたものであり、会派運営費の会派への支出については、裁量権を逸脱し、又は濫用したものと認められない。

- (3) 会派運営費の会派における支出内容については、本件監査に当たって関係執行機関に提出された監査対象年度に係る証拠書類等を調査するとともに、関係人調査により事実関係等の聴取を行った結果等について、交付規則及び交付要綱に照らし、

補助対象経費として執行されているか、

補助金の目的に沿って適正に執行されているか、

領収書等証拠書類の整理保存など、補助金に係る経理が適切に処理されているか

といった観点から監査した結果、一部に対象外支出が認められた。

- (4) 対象外支出としたものは以下のとおりであり、年度別及び会派別の対象外支出の額は、別表第 3 に記載のとおりである。

ア 領収書等の証拠書類がなく支出の事実が確認できなかったものは、交付要綱において証拠書類の整理保存義務が明記されていることから、対象外支出である。

なお、経理責任者等による支払証明書については、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6 号）等に準じ、香典、見舞金等の領収書が徴しがたいもののみ証拠書類として認めた。

イ 交付要綱上対象とされていない互助会経費等への支出は、対象外支出である。

ウ 会議に付随する食事代について、補助対象とする額等の基準は定められていないものの社会通念上妥当性を超える部分は、対象外支出と判断した。

- (5) 監査対象年度の会派運営費について、府に返還を要する額（以下「返還所要額」という。）の算定に当たっては、年度によって府からの交付額を上回る支出額（以下「自己負担額」という。）が存在する会派があるため、対象外支出の額から自己負担額を控除する必要がある。

したがって、年度別及び会派別の返還所要額は、別表第 3 に記載のとおりである。

第10 勧告

以上に述べた判断により、本件請求における請求人の主張には一部理由があるものと認め、法第242条第 4 項の規定により、知事に対し次の措置を講じることを勧告する。

返還所要額について、会派に対し交付規則等に基づき返還請求を行う等の必要な措置を講じること。

措置についての期限は、平成20年5月末日とする。

上記の勧告に係る事項については、法第242条第9項の規定により、期限までに講じた措置の内容を速やかに監査委員に通知されたい。

第11 要望

会派運営費は、府議会における会派が担っている役割の重要性を踏まえ、会派の円滑な運営のために、その活動経費を支援することを目的とした補助金であり、その運用に当たっては、府議会の会派運営の自主性・自律性を考慮する必要はあるが、執行機関は常に適正な執行及び制度の運用に取り組むとともに、透明性の一層の確保等を図る必要があると考える。

については、会派運営費について、本件監査結果を踏まえ、以下の点について十分留意して対応されるよう要望する。

- 1 これまで支出内容、補助単価及び証拠書類の取扱いの詳細が定められていなかったことから、会派によりその取扱い等に差異が生じているため、今後、具体的な取扱い等を定めた細則の策定を検討すること。
なお、細則の策定に当たっては、特に以下の点に留意されたい。
 - (1) 人件費のうち退職積立金については、実績報告書の提出の際、該当職員ごとの積立額を明示するとともに、各年度末現在の残高証明を添付させること。今後は、会派における職員の退職手当に関する規程の整備や退職共済制度への加入なども含め検討すること。
 - (2) 事務費等のうちタクシー代及び切手代について、利用明細を確認できるよう検討すること。
 - (3) 行催事への参加経費について、対象となる行催事の範囲を検討すること。
 - (4) 会議に付随する食事代について、上限額を定めること。
- 2 香典、見舞金等の慶弔費については、見直しを検討すること。
- 3 予算措置の府議会への提案に当たっては、予算に関する説明書の記載について、府民によりわかりやすいものとなるよう検討すること。
- 4 会派の支出について、実績報告書に領収書等を添付させることも含め検討すること。

別表第 1

会派運営費の交付決定等の状況

(単位:円)

年度	会派名	当初交付決定		変更交付決定		額の確定	
		年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
平成14年度	自由民主党京都府議会議員団	平14. 4. 1	22,680,000	平15. 1. 27	22,540,000	平15. 5. 6	22,540,000
	日本共産党京都府議会議員団	平14. 4. 1	12,600,000			平15. 5. 6	12,600,000
	民主・府民連合京都府議会議員団	平14. 4. 1	7,560,000			平15. 5. 6	7,560,000
	公明党・府民会議京都府議会議員団	平14. 4. 1	6,720,000			平15. 5. 6	6,667,918
	京都府議会新政会	平14. 4. 1	5,040,000			平15. 5. 6	5,040,000
	京都府議会太陽の会	平15. 1. 31	140,000			平15. 5. 6	0
平成15年度 4月分	自由民主党京都府議会議員団	平15. 4. 1	1,820,000			平15. 6. 9	1,820,000
	日本共産党京都府議会議員団	平15. 4. 1	1,050,000			平15. 6. 9	1,050,000
	民主・府民連合京都府議会議員団	平15. 4. 1	630,000			平15. 6. 9	630,000
	公明党・府民会議京都府議会議員団	平15. 4. 1	560,000			平15. 6. 9	560,000
	京都府議会新政会	平15. 4. 1	420,000			平15. 6. 9	420,000
	京都府議会太陽の会	平15. 4. 1	70,000			平15. 6. 9	0
平成15年度 5月以降分	自由民主党京都府議会議員団	平15. 5. 1	19,250,000			平16. 5. 17	19,250,000
	民主党・府民連合京都府議会議員団	平15. 5. 1	10,780,000			平16. 5. 17	10,780,000
	日本共産党京都府議会議員団	平15. 5. 1	9,240,000			平16. 5. 17	9,240,000
	公明党・府民会議京都府議会議員団	平15. 5. 1	5,390,000			平16. 5. 17	5,390,000
	京都府議会新政会	平15. 5. 1	3,080,000			平16. 5. 17	3,080,000
平成16年度	自由民主党京都府議会議員団	平16. 4. 1	21,000,000	平16. 12. 1	22,000,000	平17. 5. 23	22,000,000
	民主党・府民連合京都府議会議員団	平16. 4. 1	11,760,000	平16. 12. 1	12,320,000	平17. 5. 23	12,320,000
	日本共産党京都府議会議員団	平16. 4. 1	10,080,000	平16. 12. 1	10,560,000	平17. 5. 23	10,560,000
	公明党・府民会議京都府議会議員団	平16. 4. 1	5,880,000	平16. 12. 1	6,160,000	平17. 5. 23	6,160,000
	京都府議会新政会	平16. 4. 1	3,360,000	平16. 12. 1	3,520,000	平17. 5. 23	3,520,000
平成17年度	自由民主党京都府議会議員団	平17. 4. 1	24,000,000	平17. 8. 30 平17. 12. 22	23,440,000 23,680,000	平18. 5. 25	23,680,000
	民主党・府民連合京都府議会議員団	平17. 4. 1	13,440,000			平18. 5. 25	13,440,000
	日本共産党京都府議会議員団	平17. 4. 1	11,520,000			平18. 5. 25	11,520,000
	公明党・府民会議京都府議会議員団	平17. 4. 1	6,720,000				
	公明党京都府議会議員団			平17. 7. 22	6,080,000	平18. 5. 25	6,080,000
	京都府議会新政会	平17. 4. 1	3,840,000	平17. 7. 22 平17. 12. 22	4,480,000 4,240,000	平18. 5. 25	4,240,000
平成18年度	自由民主党京都府議会議員団	平18. 4. 3	27,000,000	平18. 4. 20 平19. 2. 14	27,990,000 27,900,000	平19. 5. 24	27,900,000
	民主党・府民連合京都府議会議員団	平18. 4. 3	15,120,000			平19. 5. 24	15,120,000
	日本共産党京都府議会議員団	平18. 4. 3	12,960,000			平19. 5. 24	12,960,000
	公明党京都府議会議員団	平18. 4. 3	6,480,000			平19. 5. 24	6,480,000
	京都府議会新政会	平18. 4. 3	4,320,000			平19. 5. 24	4,320,000

別表第2

会派運営費監査対象支出額一覧

【平成14年度】

(単位:円)

会 派 名	人件費	事務費	慶弔等経費	会議費	計
自由民主党京都府議会議員団	10,343,500	5,438,905	1,493,420	5,286,574	22,562,399
日本共産党京都府議会議員団	8,267,023	4,004,056	283,840	86,646	12,641,565
民主・府民連合京都府議会議員団	1,838,800	2,760,164	2,626,466	371,113	7,596,543
公明党・府民会議京都府議会議員団	3,120,380	398,915	2,800,450	348,173	6,667,918
京都府議会新政会	880,000	2,002,621	1,649,210	523,879	5,055,710
合 計	24,449,703	14,604,661	8,853,386	6,616,385	54,524,135

【平成15年度4月分】

(単位:円)

会 派 名	人件費	事務費	慶弔等経費	会議費	計
自由民主党京都府議会議員団	639,437	348,273	92,000	1,075,952	2,155,662
日本共産党京都府議会議員団	513,283	539,375	1,246	0	1,053,904
民主・府民連合京都府議会議員団	149,100	246,756	174,108	60,876	630,840
公明党・府民会議京都府議会議員団	309,000	30,730	240,000	9,197	588,927
京都府議会新政会	70,000	182,524	100,000	68,000	420,524
合 計	1,680,820	1,347,658	607,354	1,214,025	4,849,857

【平成15年度5月以降分】

(単位:円)

会 派 名	人件費	事務費	慶弔等経費	会議費	計
自由民主党京都府議会議員団	9,626,565	5,487,581	1,115,600	3,163,145	19,392,891
民主党・府民連合京都府議会議員団	3,213,109	4,011,402	2,876,650	712,391	10,813,552
日本共産党京都府議会議員団	5,173,738	3,636,896	346,380	96,008	9,253,022
公明党・府民会議京都府議会議員団	3,162,300	574,784	1,588,335	95,241	5,420,660
京都府議会新政会	810,000	1,118,830	787,405	376,871	3,093,106
合 計	21,985,712	14,829,493	6,714,370	4,443,656	47,973,231

【平成16年度】

(単位:円)

会 派 名	人件費	事務費	慶弔等経費	会議費	計
自由民主党京都府議会議員団	10,279,196	5,762,340	2,465,000	3,743,264	22,249,800
民主党・府民連合京都府議会議員団	3,506,455	4,165,133	3,884,150	765,303	12,321,041
日本共産党京都府議会議員団	6,037,081	3,690,902	833,012	34,471	10,595,466
公明党・府民会議京都府議会議員団	3,341,230	532,185	2,151,660	137,294	6,162,369
京都府議会新政会	880,000	1,145,056	791,880	733,510	3,550,446
合 計	24,043,962	15,295,616	10,125,702	5,413,842	54,879,122

【平成17年度】

(単位:円)

会 派 名	人件費	事務費	慶弔等経費	会議費	計
自由民主党京都府議会議員団	10,367,032	5,744,610	5,058,750	3,237,052	24,407,444
民主党・府民連合京都府議会議員団	3,655,438	4,644,010	4,955,285	186,966	13,441,699
日本共産党京都府議会議員団	6,081,698	3,102,116	2,008,770	717,273	11,909,857
公明党京都府議会議員団	2,868,800	553,035	2,613,840	44,415	6,080,090
京都府議会新政会	880,000	2,344,766	835,500	246,535	4,306,801
合 計	23,852,968	16,388,537	15,472,145	4,432,241	60,145,891

【平成18年度】

(単位:円)

会 派 名	人件費	事務費	慶弔等経費	会議費	計
自由民主党京都府議会議員団	10,882,596	8,259,159	4,551,750	4,364,886	28,058,391
民主党・府民連合京都府議会議員団	3,717,179	5,739,169	5,420,525	243,148	15,120,021
日本共産党京都府議会議員団	6,168,867	3,642,130	2,985,853	179,825	12,976,675
公明党京都府議会議員団	1,884,900	555,820	4,047,975	27,937	6,516,632
京都府議会新政会	924,000	1,577,284	817,250	1,006,365	4,324,899
合 計	23,577,542	19,773,562	17,823,353	5,822,161	66,996,618

別表第3

会派運営費返還所要額一覧

【平成14年度】

会 派 名	支出額 (A)	左記のうち対象外支出額				交付確定額	自己負担額 (A-交付確定額) (C)	返還所要額 (B-C)
		人件費	事務費	慶弔等経費	会議費			
自由民主党京都府議会 議員団	22,562,399	0	210,082	0	2,500,734	2,710,816	22,399	2,688,417
日本共産党京都府議会 議員団	12,641,565	800	65,419	0	0	66,219	41,565	24,654
民主・府民連合京都府 議会議員団	7,596,543	0	426,286	0	0	426,286	36,543	389,743
公明党・府民会議京都府 議会議員団	6,667,918	0	260,735	13,765	0	274,500	0	274,500
京都府議会新政会	5,055,710	0	756,854	618,210	19,900	1,394,964	15,710	1,379,254
合 計	54,524,135	800	1,719,376	631,975	2,520,634	4,872,785	116,217	4,756,568

【平成15年度4月分】

会 派 名	支出額 (A)	左記のうち対象外支出額				交付確定額	自己負担額 (A-交付確定額) (C)	返還所要額 (B-C)
		人件費	事務費	慶弔等経費	会議費			
自由民主党京都府議会 議員団	2,155,662	0	0	0	827,952	827,952	335,662	492,290
日本共産党京都府議会 議員団	1,053,904	0	191	0	0	191	3,904	0
民主・府民連合京都府 議会議員団	630,840	0	0	0	0	0	840	0
公明党・府民会議京都府 議会議員団	588,927	0	20,000	0	0	20,000	28,927	0
京都府議会新政会	420,524	0	150,000	0	0	150,000	524	149,476
合 計	4,849,857	0	170,191	0	827,952	998,143	369,857	641,766

【平成15年度5月以降分】

(単位:円)

会 派 名	支出額 (A)	左記のうち対象外支出額				交付確定額	自己負担額 (A-交付確定額) (C)	返還所要額 (B-C)
		人件費	事務費	慶弔等経費	会議費			
自由民主党京都府議会 議員団	19,392,891	0	71,335	0	899,195	19,250,000	142,891	827,639
民主党・府民連合京都府 議会議員団	10,813,552	0	173,008	0	0	10,780,000	33,552	139,456
日本共産党京都府議会 議員団	9,253,022	0	25,646	2,100	2,740	9,240,000	13,022	17,464
公明党・府民会議京都府 議会議員団	5,420,660	0	239,705	0	8,280	5,390,000	30,660	217,325
京都府議会新政会	3,093,106	0	645,870	31,500	31,714	3,080,000	13,106	695,978
合 計	47,973,231	0	1,155,564	33,600	941,929	47,740,000	233,231	1,897,862

【平成16年度】

(単位:円)

会 派 名	支出額 (A)	左記のうち対象外支出額				交付確定額	自己負担額 (A-交付確定額) (C)	返還所要額 (B-C)
		人件費	事務費	慶弔等経費	会議費			
自由民主党京都府議会 議員団	22,249,800	0	640	1,000,000	1,508,215	22,000,000	249,800	2,259,055
民主党・府民連合京都府 議会議員団	12,321,041	0	645,750	560,000	0	12,320,000	1,041	1,204,709
日本共産党京都府議会 議員団	10,595,466	73,620	27,311	495,315	0	10,560,000	35,466	560,780
公明党・府民会議京都府 議会議員団	6,162,369	0	237,260	280,000	0	6,160,000	2,369	514,891
京都府議会新政会	3,550,446	0	227,376	99,750	1,120	3,520,000	30,446	297,800
合 計	54,879,122	73,620	1,138,337	2,435,065	1,509,335	54,560,000	319,122	4,837,235

【平成17年度】

会 派 名	支出額 (A)	左記のうち対象外支出額				交付確定額	自己負担額 (A-交付確定額) (C)	返還所要額 (B-C)	
		人件費	事務費	慶弔等経費	会議費				
									計(B)
自由民主党京都府議会 議員団	24,407,444	0	0	2,960,000	814,530	3,774,530	23,680,000	727,444	3,047,086
民主党・府民連合京都府 議会議員団	13,441,699	0	1,129,739	1,680,000	0	2,809,739	13,440,000	1,699	2,808,040
日本共産党京都府議会 議員団	11,909,857	0	14,815	1,485,580	13,800	1,514,195	11,520,000	389,857	1,124,338
公明党京都府議会議員 団	6,080,090	0	178,363	808,150	0	986,513	6,080,000	90	986,423
京都府議会新政会	4,306,801	0	316,298	587,750	4,620	908,668	4,240,000	66,801	841,867
合 計	60,145,891	0	1,639,215	7,521,480	832,950	9,993,645	58,960,000	1,185,891	8,807,754

(単位:円)

【平成18年度】

会 派 名	支出額 (A)	左記のうち対象外支出額				交付確定額	自己負担額 (A-交付確定額) (C)	返還所要額 (B-C)	
		人件費	事務費	慶弔等経費	会議費				
									計(B)
自由民主党京都府議会 議員団	28,058,391	0	35,307	3,100,000	1,302,448	4,437,755	27,900,000	158,391	4,279,364
民主党・府民連合京都府 議会議員団	15,120,021	0	2,242,547	1,685,840	0	3,928,387	15,120,000	21	3,928,366
日本共産党京都府議会 議員団	12,976,675	0	21,058	2,881,113	11,550	2,913,721	12,960,000	16,675	2,897,046
公明党京都府議会議員 団	6,516,632	0	121,418	737,955	0	859,373	6,480,000	36,632	822,741
京都府議会新政会	4,324,899	0	120,000	480,000	156,863	756,863	4,320,000	4,899	751,964
合 計	66,996,618	0	2,540,330	8,884,908	1,470,861	12,896,099	66,780,000	216,618	12,679,481

(単位:円)